

1. 前回の政策評価審議会での報告後の動き

○ 恒久法※としての新法（「死因究明等推進基本法」）の成立

令和元年 5月30日 参議院厚生労働委員会で審議入り

同年 6月 6日 衆議院本会議で可決・成立

令和 2年 4月 1日 施行予定

※ 旧法「死因究明等の推進に関する法律」は時限立法（平成26年失効）

今後、新法に基づき新たな死因究明等推進計画が策定されることとなった。

参議院厚生労働委員会（令和元年5月30日）における法案提出議員の提案理由説明（抜粋）

「しかし、我が国における死因究明の現状は、諸外国と比較しても十分な水準にあるとは言い難い状況にあります。死因究明のために不可欠な解剖が実施される割合は、警察取扱死体のうち一割程度にすぎない上に地域間格差も大きく、司法解剖や行政解剖に従事する医師についても十分な人員、体制の確保ができておりません。…（中略）…（旧法の失効から既に五年近くが経過しており、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための恒久法の制定が求められております。」

→ 提案理由からは、旧法と同様の課題認識が示されており、かつ、今後恒久的に「総合的かつ計画的に推進する」べきとの認識が読み取れる。

2. 前回報告後の検討結果等

本年3月4日の政策評価審議会の資料3-1（資料①参照）に関するその後の状況は以下のとおり。

(1) 【重点的施策・推進状況】欄に掲げた各重点施策に係る達成状況に係るデータ等

→ **大きな変更なし** 現在、データについては整理を行っており、今後も、更新が見込まれるため、随時、最新のものに改めつつ、評価を行うこととする。なお、重点施策は定性的な目標を掲げるものが多いことなどから、これまで得られたデータに基づく政策効果の評価について大きく変えるべき要素は少ないとみられる。

(2) 【問題意識】欄に掲げた各項目

→ 新法制定後の状況を踏まえ、それぞれ次の方針で調査、検討を進めている。

○ 「死因究明等推進計画の策定によって期待される効果」が実現されているか？	→ 新法立法経緯、現時点で把握している関係者の認識からみて、効果の実現状況は「限定的」と評価。
○ 高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応しているか？（孤独死、公衆衛生、災害発生時の備え等）	→ 孤独死等の各事項に対し、大きな効果を見込まれている取組の中からいくつか選び、実情と識者、現場関係者の認識を調査※。
○ 各機関が連携して、総合的・統一的、計画的に推進されているか？	→ 現場における総合的・統一的・計画的推進のコアである「地方協議会」の運営状況を調査※。
○ 検証・見直しが行われているか？	→ 新法による新計画策定の際の検証・見直しが想定されることから問題意識としては撤回。

※ 次ページ参照

3. 本政策の特徴と評価の取りまとめの方向について

<死因究明等の政策の特徴>

死因究明等の政策については、現行の死因究明等推進計画が核。

同計画は、目標が定性的なものが多く、目標の達成度の量的な評価が困難。

その根拠法は既に失効し、現在法律的な裏付けがないまま計画に沿った取組が続いている。その継続中に、目標の達成状況が不明確なまま、新法制定。



<上記特徴と現時点までの調査を踏まえた取りまとめの方向>

本政策あるいは現行計画の目的の達成度は限定的とみて評価。

新法に基づく計画策定が予定されていることに鑑み、現在までに講じられている施策について、調査、評価の視点からみられた諸問題を指摘。

その際、当初から掲げてきた社会情勢変化への対応や総合的・統一的・計画的推進という視点をいかす。

具体的には、それらに大きな効果を見込まれている取組の中から「法医、検案医の人材確保、育成」、「死亡時画像診断の活用」、「死因究明等で得られた情報の活用」、「地方協議会」に焦点を当て、実情と識者、現場関係者の認識から問題をあぶりだすことを考えている。これらの取組については、幅広い意見を収集するために、全都道府県、医学部のある全大学、医師に対しアンケート調査を実施中。